

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータ
ソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する
調査研究報告書

平成 29 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

A. 総括

1 各国・地域の制度・運用の概要一覧表

項目		日本	米国	欧州
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<p>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう</p>	<p>・「発明」とは、発明又は発見をいう</p> <p>・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる</p> <p>・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある</p>	<p>・発明の定義規定はない</p> <p>・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである(審決)</p> <p>・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される</p> <p>・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に關係している範囲内においてのみ特許性が排除される(例:コンピュータプログラムそれ自体)</p>
発明が特許されるための要件		<p>・発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・拡大先願</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・保護適格性</p> <p>・新規性</p> <p>・非自明性</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・技術分野に属する発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>黙示的な要件として、</p> <p>・技術的性質が必要</p> <p>その他、記載要件等</p>
CS関連発明等の定義		<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ実施発明(CII)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上1つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<p>・自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない</p> <p>・ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である</p>	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない。また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する2 part分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<p>・請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する</p> <p>・技術的性質は先行技術を参照せずに評価する</p> <p>・技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第52条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される</p> <p>・プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的効果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない</p>
	特記事項	なし	<p>(機能的記載)</p> <p>機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される</p>	<p>(進歩性)</p> <p>・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない</p> <p>・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○	×	○
	プログラム製品	○ ^{a)}	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

a)日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		中国	韓国	英国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す ・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない ・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・特許は、次の諸条件を満たす発明にのみ付与することができる。 (a) 発明が新規なものであること (b) それが進歩性を具えていること (c) それが産業上利用することができるものであること ・欧州と同様に、特許法1条2項には、発明と認めないものが列記されている。ただし、その事柄に係る限度においてのみ、発明として扱うことを禁じるものと解さなければならない
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・専利権を付与しない客体に該当しないこと ・新規性 ・創造性 ・実用性 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・熟示的な要件として、 ・技術的な寄与が必要 その他、記載要件等
CS関連発明等の定義		発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決方法をいう	「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう 「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない ・いわゆる、技術三要素(技術的課題、技術的手段、技術的効果)の要件を満たすものは、専利法2条2項という技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する 	コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する	Aerotel/Macrossan テスト ①クレームを適切に解釈する ②実際に寄与するものを特定する ③それが特許性を排除される主題に該当するか否かを問う ④実際の又は主張される寄与が、実際に性質上技術的であるかチェックする ・技術的な寄与に係るのか否かに有益な5つの道標が示されている ・先行技術と比較した発明の寄与が判断され、先行技術によって結果が異なるものになる可能性がある
	特記事項	(機能的記載) 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される	なし	(EPOとの関係) 英国の保護適格性の判断においては、EPOのテストに切り替えることはなく、Aerotel/Macrossan テストを採用する立場をとった (進歩性) 第1条(2)によって特許性が排除される対象は、発明を特許可能とするために必要な新規性及び進歩性に寄与しない
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目	ドイツ	インド	ロシア	
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・明確な原因と結果を持つ成果を達成するために制御可能な自然力を使用する体系的な教示について特許保護が可能である(判例) ・特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合は、付与されるものとする ・欧州と同様に、特許法1条4項には、発明とみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう ・特許法3条には、発明としないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される ・連邦民法第4法典1350条には、発明とみなされないものが列記されている 	
発明が特許されるための要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 黙示的な要件として、 ・技術的な教示が必要 その他、記載要件等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・進歩性 ・産業上の利用可能性 ・新規性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件 	
CS関連発明等の定義	特になし	コンピュータ関連発明(CRI)はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む	コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイスを操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視聴覚表示も含まれる	
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか	○	○	○	
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	①クレームされる発明の少なくとも一部の要素がなんらかの技術分野に該当するかを判断する ②クレームが全体として具体的かつ客観的な技術的課題を解決する技術的手段で構成されるか否かを判断する	コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程に記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る
	特記事項	(進歩性) 進歩性の審査では、技術的手段による技術的課題の解決方法を決定する又は少なくともこれに影響を及ぼす特徴のみが考慮される	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{b)}	×	×
	プログラム製品	○	○	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○/× ^{b)}	×	×
	信号	○/× ^{b)}	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明
b)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		カナダ	ブラジル	オーストラリア
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		・「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう	・発明について、積極的な定義規定はない ・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる ・産業財産法10条には、発明とみなされないものが列記されている	・「発明」とは、特許証、及び独占法第6条の範囲内における特権の付与の対象に係わる何らかの新規製造の態様を意味し、発明であると主張されているものを含む
発明が特許されるための要件		・法定主題であること ・新規性 ・非自明 ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・記載要件 なお、特許可能な主題であることが必要
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータプログラム」とは、「特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は法定主題ではないが、コンピュータプログラムが法定の方法 (statutory method) (技術的問題に技術的解決策を提供する一連のステップ) を表現する場合、そのプログラムは本質的に技術的であるとみなされ、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「それ自体」は発明としてみなされないが、「技術的效果」を提供するCS関連発明は特許の対象となり得る	コンピュータソフト若しくは関連製品として実施されるソフト若しくは方法に関する特定の除外規定はないが、発明の実体としてクレームされているものが製造の態様 (manner of manufacture) を満たしている場合、特にそれが単なる構想、抽象的概念又は単なる情報でない場合に限り、特許性が認められる
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置 / システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
	信号	×	×	○

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ニュージーランド	シンガポール	インドネシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である <ul style="list-style-type: none"> (a) 独占法(英国専売条例)第6条にいう製造方法であること (b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (i) 新規であること (ii) 進歩性を伴うこと (c) 有用であること (d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと ・特許法11条には、コンピュータプログラムそれ自体は発明から除外すると規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・(1)(2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである <ul style="list-style-type: none"> (a) 発明が新規であること (b) 発明に進歩性があること (c) 発明が産業上利用できること (2) 公表又は利用により不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない (3)(2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道徳な又は反社会的なもののみならずはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る ・特許法4条には、発明に含まれないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・発明から除外されるものでないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明に含まれないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	特になし	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラム「それ自体」は発明から除外されているが、実際の寄与が特許性を排除される主題に該当しない場合は、特許の対象となり得る	実際の寄与がコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)である発明であり、そのコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラムのみを内容とする規則及び方法」は特許されないが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータプログラムであれば、特許の対象となり得る
	特記事項	保護適格性の判断において、英国のAerotelテストを導入しているが、第4ステップは採用していない	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	-	○
	方法	○	-	○
	プログラム	○	-	○
	プログラム製品	○	-	○
	プログラムを記録した媒体	○	-	○
	データ構造	○	-	-
	信号	○	-	-

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		フィリピン	ベトナム	タイ
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい ・知的財産法22条には、特許による保護から除外される発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である ・知的財産法59条には、発明として保護されない主題が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう ・特許法9条には、保護を受けることができない発明が列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明として保護されない主題でないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・保護を受けることができない発明でないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう	コンピュータのプログラムに関する発明とは、『コンピュータ実施発明』のことである。この用語は、コンピュータに関する対象、コンピュータネットワーク、一見して保護要求対象の一つか複数の特徴がプログラム(複数)によってなされるようなプログラム可能なデバイスのことを指す	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラム」は特許保護の主題とされていないが、保護要求対象が技術的な特性を有し、かつ実質的な技術ソリューションとして、技術的な手段で技術的な問題の解決を目指し、技術的な効果をもたらすためのものであれば、特許対象となり得る	コンピュータプログラム自体は、特許として認められないが、機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品ののための機械や方法などは、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{c)}	×	×
	プログラム製品	○/× ^{c)}	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	×
	データ構造	○	×	×
	信号	○	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

c)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		マレーシア	台湾
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう ・特許法13条には、特許を受けることができない発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 默示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決が実際に可能であること ・技術的性質及び技術的特徴を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は、特許として認められないが、クレームされた主題が先行技術に技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。	発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○
	方法	○	○
	プログラム	○	○
	プログラム製品	○	○
	プログラムを記録した媒体	○	○
	データ構造	○	×
	信号	○	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

P. フィリピン

1 法律、審査基準

1. 1 発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義

発明について、積極的な定義規定はない。

特許可能な発明の定義として、フィリピンの知的財産法⁵²³（以下知的財産法）第21条において、以下のように定義されている。

知的財産法 21 条 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい。

フィリピン特許、実用新案及び工業意匠に関する実施規則及び規定の改正⁵²⁴（以下、「フィリピン特許等実施規則」という）/規則 200 には、「特許を受けることができる発明」が以下のとおり記載されている。

「規則 200 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能である技術的解決は、特許を受けることができる。(IP 法第 21 条)」（フィリピン特許等実施規則/規則 200)

また、特許による保護から除外されるものとして、知的財産法第 22 条において、以下のように規定されており、その一つとして、「コンピュータプログラム」が記載されている。

知的財産法第 22 条 特許を受けることができない発明

次のものは特許による保護から除外される。

22.1 発見、科学の理論及び数学の方法並びに薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎない

⁵²³ 「フィリピン知的財産法（英語）」（2015年版）フィリピン知的財産庁ウェブサイト、<https://drive.google.com/file/d/0B2or2OrWYpIfN3BnNVNlUFjUmM/view?ts=58057027>

「フィリピン知的財産法（日本語）」（2008年7月4日施行）日本国特許庁ウェブサイト、<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf> なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

⁵²⁴ 「フィリピン特許、実用新案及び工業意匠に関する実施規則及び規定の改正（英語）」（2011年）フィリピン知的財産庁ウェブサイト、http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/IRRs/THE_REVISIED_IRR_FOR_PATENTS_UTILITY_MODELS_AND_INDUSTRIAL_DESIGNS_OFFICIAL_COPY.pdf

上記改正にて改正されていない部分については、「フィリピン発明に関する規則（日本語）」（2008年改正）から引用した。<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/hatsumeikisoku.pdf>

もの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既知方法の使用にすぎないもの。ただし、当該既知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない。

本条において、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物、純物質、粒度、異性体、異性体混合物、複体、結合体及び他の誘導体は、同じ物質であるものとする。ただし、効力の点で顕著な相違を有する物質はこの限りではない。

22.2 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、規則及び方法並びにコンピュータプログラム

22.3 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。

22.4 植物の品種、動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。

本項における規定は、議会在植物の品種及び動物の品種の特殊な保護並びに共同体知的所有権保護制度を定める法律の制定を考慮することを妨げるものではない。

22.5 美的創作物、及び

22.6 公序良俗に反するもの

また、フィリピン特許等実施規則/規則 202 には、特許を受けることができない発明として、以下のとおり記載されている。

「規則 202 特許を受けることができない発明
次のものは、特許による保護から除外される。

- (a) 発見、科学の理論及び数学の方法、自然法則、科学的事実若しくは知識それ自体；*
- (b) 抽象的アイデア若しくは理論、若しくは、技術的效果を生み出すための概念をもたらす手段や方法とは別の基本的な概念
- (c) 計画、ルール、精神的な活動を実行する方法及び遊戯
- (d) 方法やシステムを実行するための技術的手段がない、商取引のための方法やシステムのようなビジネス方法
- (e) コンピュータプログラム
- (f) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。
- (g) 植物の品種、動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。
- (h) 美的創作物、及び
- (i) 公序良俗、健康、福祉、道徳に反しているもの、又はヒト又は動物の生殖系列遺伝的同一性又はヒト胚の使用をクローニング又は改変する方法。

*既知の物質に関連する医薬品については、Implementing Rules and Regulations of Republic Act 9502, otherwise known as the “Universally Accessible Cheaper and Quality Medicines Act of 2008”を参照」（フィリピン特許等実施規則/規則 202）⁵²⁵

さらに、「フィリピン実体審査手続便覧⁵²⁶第IV章特許性/2.発明」には、「発明」について、詳しい説明が記載されている。

1. 2 発明が特許されるための要件

発明が特許されるための要件は主に以下のようなものがある。

- ・発明があること（フィリピン実体審査手続便覧第IV章特許性/1.総則）
- ・新規性（知的財産法第21条）
- ・進歩性（知的財産法第21条）
- ・産業上利用可能性（知的財産法第21条）
- ・記載要件（知的財産法第32条、第34条、第35条、第36条）

知的財産法第21条 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい。

知的財産法第32条 出願

32.1 出願は、フィリピン語又は英語でなければならず、かつ、次のものを含まなければならない。

- (a)特許の付与を求める願書
- (b)発明の明細書
- (c)発明の理解に必要な図面
- (d)1以上のクレーム
- (e)要約

⁵²⁵ 「フィリピン特許、実用新案及び工業意匠に関する実施規則及び規定の改正（英語）」（2011年）フィリピン知的財産庁ウェブサイト、http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/IRRs/THE_REVISIED_IRR_FOR_PATENTS_UTILITY_MODELS_AND_INDUSTRIAL_DESIGNS_OFFICIAL_COPY.pdf を参照して仮訳した。

⁵²⁶ 「フィリピン実体審査手続便覧（英語）」フィリピン知的財産庁ウェブサイト、<http://www.ipophil.gov.ph/images/IPResources/ManualSubstantiveExam.pdf>
「フィリピン実体審査手続便覧（日本語）」日本国特許庁ウェブサイト https://www.jpo.go.jp/shiryousonot/fips/pdf/philippines/tokkyo_jittai_binran.pdf なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

32.2 当該出願が発明者を特定しない限り、特許は付与されない。出願人が発明者ではない場合は、庁は出願人が出願をする権利を有することを示す文書を提出することを求めることができる。

知的財産法第34条 願書

願書には、特許の付与を求める申立、出願人、発明者及び代理人の名称並びにその他の事項並びに発明の名称を記載する。

知的財産法第35条 発明の開示及び明細書

35.1 開示—出願には、当該技術の熟練者が実施するために十分な程度に明確かつ完全な記述方法で発明を開示する。出願が微生物学的方法又はそれにより得られる物に関連し、その発明を当該技術の熟練者が実施することができるような方法で出願において十分に開示することができない微生物の使用に係り、かつ、その微生物を公衆が利用することが可能でないものである場合は、出願は当該微生物の国際寄託機関への寄託によって補う。

35.2 説明—発明の説明の内容及びその記載の順序については、規則に定める。

知的財産法第36条 クレーム

36.1 出願には、保護が求められている事項を明示する1以上のクレームを記載する。クレームは、明確かつ簡潔に記載されていなければならない、また、明細書により裏付がなされていなければならない。

36.2 クレームの記述の仕方については、規則に定める。

さらに、「フィリピン実体審査手続便覧第IV章特許性/1.総則」において、以下のように、発明が特許されるための要件として、「新規であること」、「進歩性を有すること」、「産業上の利用可能性を有すること」及び「発明があること」が記載されている。

「1.1 特許性には4の基本的要件がある。

- (i) 「人間活動の何らかの分野における課題の技術的解決」とみなすことができる「発明」がなければならない。
- (ii) 発明は「産業上利用可能」でなければならない。
- (iii) 発明は「新規」でなければならない。
- (iv) 発明は「進歩性」を含んでいなければならない。

これらの要件は、それぞれ第IV章2及び3, 5から8まで並びに9において取り扱う。」
(フィリピン実体審査手続便覧第IV章特許性/1.総則)

1. 3 CS 関連発明等の定義

1. 3. 1 CS 関連発明の定義

「知的財産法第4部著作権に関する法律/第171条定義」において、「コンピュータ」及び「コンピュータプログラム」は以下のように定義されている。

『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう。」
(知的財産法第4部著作権に関する法律/第171条定義)

1. 3. 2 BM 関連発明の定義

特になし

1. 4 CS 関連発明等が特許可能な発明として認められるか

1. 4. 1 CS 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、CS 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。

1. 4. 2 BM 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、BM 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、事業活動に関する計画の特許は認められないが、方法やシステムを実行するための技術的手段を有するビジネス方法については、特許の対象となり得る。

1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準

1. 5. 1 保護適格性の審査基準

(1) CS 関連発明に関する審査基準

フィリピンの知的財産法には、知的財産法第22条において、特許を受けることができない発明としてコンピュータプログラムが規定されている。

知的財産法第22条 特許を受けることができない発明

次のものは特許による保護から除外される。

22.1 発見、科学の理論及び数学の方法並びに薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既

知方法の使用にすぎないもの。ただし、当該既知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない。

本条において、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物、純物質、粒度、異性体、異性体混合物、複体、結合体及び他の誘導体は、同じ物質であるものとする。ただし、効力の点で顕著な相違を有する物質はこの限りではない。

22.2 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、規則及び方法並びにコンピュータプログラム

22.3 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。

22.4 植物の品種、動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。

本項における規定は、議会在植物の品種及び動物の品種の特殊な保護並びに共同体知的所有権保護制度を定める法律の制定を考慮することを妨げるものではない。

22.5 美的創作物、及び

22.6 公序良俗に反するもの

一方、コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許を受ける可能性がある旨、フィリピン実体審査手続便覧第IV章特許性/2.発明/2.3に記載されている。

「2.3 (中略)

コンピュータのプログラム

ここでの基本的特許性の検討は、法第22条に掲げられた他の除外例の場合とまさしく同一である。ただし、データ処理工程は、コンピュータプログラムによるか、又は特別な回路により実行することができ、その選択は発明的概念に関係せず、純粋に経済性又は実用性の要因により決定される。この点を心に留め、この分野での審査は次のアプローチにより導かれるべきである。

それ自体として、又はキャリア上の記録としてクレームされたコンピュータプログラムは、その内容と無関係に特許性がない。その状況は、コンピュータプログラムが既知のコンピュータにロードされたときも通常は変わらない。ただし、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、コンピュータプログラムがその実行に関与するという理由のみで特許性を否定してはならない。このことは、例えば、プログラム制御の機械、及びプログラム制御の製造及び管理方法が通常は特許を受けることができる主題とみなされるべきであることを意味する。また、クレームされた主題が既知のコンピュータのプログラム制御による内部動作にのみ係わる場合において、技術的効果を提供するときは、当該主題は特許性を有するものとなる。例として、小さな高速ワーキングメモリー及びより大きい低速のメモリーを備えた既知のデータ処理システムの場合を考えよう。2種のメモリーは、高速ワーキングメモリーの容量より大きなアドレス・スペースを必要とする処理

が、処理データが完全にその高速メモリにロードされているかの如くに本質的に同じスピードで実行できるような方法で、プログラム制御の下に組織化されているとしよう。ワーキングメモリーをバーチャルに拡張する場合のプログラムの効果は技術的性格のものであり、したがって、特許性を支持するものとなる。」(フィリピン実体審査手続便覧第IV章特許性/2.発明/2.3)

(2) BM 関連発明に関する審査基準

知的財産法第22条において、以下のような記載があり、ビジネスモデル関連発明(BM 関連発明)に関しては、「事業活動に関する計画、規則及び方法」の特許は認められない。

知的財産法第22条 特許を受けることができない発明

次のものは特許による保護から除外される。

22.1 発見、科学の理論及び数学の方法並びに薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既知方法の使用にすぎないもの。ただし、当該既知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない。

本条において、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物、純物質、粒度、異性体、異性体混合物、複体、結合体及び他の誘導体は、同じ物質であるものとする。ただし、効力の点で顕著な相違を有する物質はこの限りではない。

22.2 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、規則及び方法並びにコンピュータプログラム

22.3 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。

22.4 植物の品種、動物の品種並びに植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物及び非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。

本項における規定は、議会が植物の品種及び動物の品種の特殊な保護並びに共同体知的所有権保護制度を定める法律の制定を考慮することを妨げるものではない。

22.5 美的創作物、及び

22.6 公序良俗に反するもの

また、フィリピン特許等実施規則/規則 202 には、以下のような記載があることから、方法やシステムを実行するための技術的手段を有するビジネス方法については、特許による保護の可能性がある⁵²⁷。

「規則 202 特許を受けることができない発明

⁵²⁷ 「Patentability of computer implemented inventions_Study Reports_フィリピン」AIPPI ウェブサイト、http://aippi.org/wp-content/uploads/2017/05/2017_PH_Study_Question_Patentability_of_computer_implemented_inventions_2017-05-23.pdf の Q3 の回答を参照。

(d)方法やシステムを実行するための技術的手段がない、商取引のための方法やシステムのようなビジネス方法」(フィリピン特許等実施規則/規則 202) ⁵²⁸

「フィリピン実体審査手続便覧第 IV 章特許性/2.発明」において、「事業活動に関する計画」に以下のような記載がある。

「2.3 ここで法 22.1, 法 22.2 及び法 22.5 の事項を順に取り扱い、特許性のあるものとの区別をより明確にするために、更なる例を挙げることにする。

(中略)

精神的行為をし、ゲームをし又は事業を行うための計画、規則及び方法

これらは、概念的又は知的事項の更なる例である。特に、言語を学習する計画、クロスワードパズルを解く方法、ゲーム(そのルールにより定義される概念体としての)又は商事業を組織する計画は、特許性がない。ただし、ゲームをし又は計画を実行するための新規の装置は特許性がある場合がある。(後略)」(フィリピン実体審査手続便覧第 IV 章特許性/2.発明)

1. 5. 2 進歩性の審査基準

CS 関連発明等に特化した進歩性の審査基準はない。

1. 6 CS 関連発明等の審査基準における特記事項

特になし

1. 7 保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式

保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式、及び、見解がわかれたクレーム形式は以下のとおりである。

(保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式)

装置/システム、方法、プログラムを記録した媒体、データ構造、信号 ⁵²⁹

(見解が分かれたクレーム形式)

プログラム製品、プログラム ^{530, 531}

⁵²⁸ 「フィリピン特許、実用新案及び工業意匠に関する実施規則及び規定の改正(英語)」(2011年)フィリピン知的財産庁ウェブサイト、http://www.ipophil.gov.ph/images/Patents/IRRs/THE_REVISIED_IRR_FOR_PATENTS_UTILITY_MODELS_AND_INDUSTRIAL_DESIGNS_OFFICIAL_COPY.pdfを参照して仮訳した。

⁵²⁹ 海外質問票調査に基づく。

⁵³⁰ (現地代理人コメント)(肯定的見解)「規則 415 クレーム」の形式要件を満たせばこれらのクレーム形式は保護対象として認められる可能性がある。

⁵³¹ (現地代理人コメント)(否定的見解)法 22.2 に規定のとおり、プログラムは保護適格性がない。また、プログラム製品は、法 22.2 に規定されるプログラムを含むため、同様に保護適格性がない。

CSに特定のクレーム形式はないという情報がある⁵³²。一方、海外質問票調査によれば、プログラム製品及びプログラムのクレーム形式については、認められる可能性があるという見解と認められないという見解の両者があり、見解が分かれた。

フィリピン実体審査手続便覧第IV章2.3には以下のような記載があり、コンピュータプログラムそれ自体やキャリア上に記録されたコンピュータプログラムは特許性がないが、プログラム制御の機械、及びプログラム制御の製造及び管理方法は特許を受けることができる主題とみなされる。

「2.3 (中略)

コンピュータのプログラム

ここでの基本的特許性の検討は、法第22条に掲げられた他の除外例の場合とまさしく同一である。ただし、データ処理工程は、コンピュータプログラムによるか、又は特別な回路により実行することができ、その選択は発明的概念に関係せず、純粋に経済性又は実用性の要因により決定される。この点を心に留め、この分野での審査は次のアプローチにより導かれるべきである。

それ自体として、又はキャリア上の記録としてクレームされたコンピュータプログラムは、その内容と無関係に特許性がない。その状況は、コンピュータプログラムが既知のコンピュータにロードされたときも通常は変わらない。ただし、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、コンピュータプログラムがその実行に関与するという理由のみで特許性を否定してはならない。このことは、例えば、プログラム制御の機械、及びプログラム制御の製造及び管理方法が通常は特許を受けることができる主題とみなされるべきであることを意味する。また、クレームされた主題が既知のコンピュータのプログラム制御による内部動作にのみ係わる場合において、技術的効果を提供するときは、当該主題は特許性を有するものとなる。例として、小さな高速ワーキングメモリー及びより大きい低速のメモリーを備えた既知のデータ処理システムの場合を考えよう。2種のメモリーは、高速ワーキングメモリーの容量より大きなアドレス・スペースを必要とする処理が、処理データが完全にその高速メモリーにロードされているかの如くに本質的に同じスピードで実行できるような方法で、プログラム制御の下に組織化されているとしよう。

ワーキングメモリーをバーチャルに拡張する場合のプログラムの効果は技術的性格のものであり、したがって、特許性を支持するものとなる。」(フィリピン実体審査手続便覧第IV章特許性/2.発明/2.3)

2 歴史的変遷

知的財産法発効(1998年)⁵³³

⁵³² 「Patentability of computer implemented inventions_Study Reports_フィリピン」AIPPI ウェブサイト、http://aippi.org/wp-content/uploads/2017/05/2017_PH_Study_Question_Patentability_of_computer_implemented_inventions_2017-05-23.pdf の Q7 の回答を参照。

知的財産法は、第22条において、発効当初よりコンピュータプログラムを「特許を受けることができない発明」として規定している。

フィリピン発明に関する規則の制定 (1998年)⁵³⁴

フィリピン発明に関する規則は、規則202において、以下のとおり、制定当初よりコンピュータプログラムを「特許を受けることができない発明」として規定している。

「規則202 特許を受けることができない発明

次のものは、特許による保護から除外される。

(中略)

(b)精神的活動の遂行、遊戯又は事業行為に関する計画、法則及び方法並びにコンピュータプログラム」

特許実体審査手続便覧の作成 (2000年)

特許実体審査手続便覧が2000年に初めて作成され、その後知的財産法や規則の改正に伴い数回改正されている⁵³⁵。

フィリピン発明に関する規則の改正 (2008年)⁵³⁶

フィリピン発明に関する規則の改正はあったが、CS関連発明に関連する「規則202」に改正はなく、コンピュータプログラムを「特許を受けることができない発明」として規定している。

フィリピン特許、実用新案及び工業意匠に関する実施規則及び規定の改正 (2011年)⁵³⁷

CS関連発明に関連して、規則202が以下のとおり改正され、ビジネス方法とコンピュータプログラムが別のカテゴリに分離された。

「規則202 特許を受けることができない発明

次のものは、特許による保護から除外される。

(中略)

(d)方法やシステムを実行するための技術的手段がない、商取引のための方法やシステムのようなビジネス方法

(e)コンピュータプログラム」

⁵³³ 「フィリピン知的財産法 (英語) (1998年版) 世界知的所有権機関ウェブサイト、<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=3432> と「フィリピン知的財産法 (英語) (2015年版) フィリピン知的財産庁ウェブサイト、<https://drive.google.com/file/d/0B2or2OrWYpIfN3BnNVNlUFjUmM/view?ts=58057027> を比較して確認した。

⁵³⁴ 海外質問票調査に基づく。

⁵³⁵ 「平成26年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書」AIPPI JAPAN での調査結果に基づく。

⁵³⁶ 海外質問票調査に基づく。

⁵³⁷ 海外質問票調査に基づく。

平成 29 年 11 月

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連
発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>